



2025年5月22日

各 位

会 社 名 スズデン株式会社
代 表 者 代表取締役社長 高谷 健文
(コード：7480)
問 合 せ 先 執行役員経営企画部門担当 中野 諭
電 話 番 号 03-6910-6801

ベル株式会社の株式の取得

(特定の株主からの自己株式取得に準ずる手続による取得) に関するお知らせ

当社は、2025年5月22日開催の取締役会において、下記のとおり、2025年6月25日開催予定の第73回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、ベル株式会社（以下、「ベル」といいます。）の株式を取得し、同社を完全子会社化すること（以下、「本件取引」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

本件取引により当社が株式を取得するベルは、当社創業家の資産管理会社であり、その資産の多くの部分が当社株式であることや、当社が将来的にベルの保有する当社株式を自己株式として取得することを検討していること等の理由により、株主・投資家の皆様への公平性及び取引の透明性の確保等の観点から、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定の趣旨を踏まえて、特定の株主からの自己株式取得に準じた手続を行うことが適切と考えております。

そこで、本件取引については、2025年6月25日開催予定の第73回定時株主総会において付議し、株主の皆様のご承認を得た上で、これを実施することとしたものであります。なお、当社代表取締役会長鈴木敏雄はベルの株主であり、本件取引に関して特別利害関係を有することから、本件取引に関する当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

また、ベルが保有する当社株式の処分等につきましては、同社が創業家の資産管理会社であり、当社株式の保有を主たる事業としていることから、当社がベルの株式を取得した後は、当社を存続会社としてベルを吸収合併し、それに伴って、当社がベルの保有する当社株式を自己株式として取得すること等を検討しておりますが、現時点での決定事項ではなく、具体的に決定した時点で速やかに開示してまいります。

さらに、当社による取得後の自己株式の処分につきましては、将来的なM&A等への有効活用等を含めて検討してまいります。

記

1. 株式の取得の理由

当社は、「配当性向：80%を配当総額の基準」として、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策として位置づけ、各事業年度の利益状況や将来の事業展開等を総合的に勘案し、重点事業の競争力強化を図るための設備投資や人材育成などに向けた内部留保にも考慮しつつ、配当を行うことを基本方針としております。

また、株主還元を強化するとともに、資本効率の向上、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を重要課題の一つと考えております。

そのような折、当社創業家の資産管理会社であるベルが、事業の廃止を企図していたこと等を踏まえ、当社とベルの株主との間で、ベルの重要な資産である当社株式を残し、残余資産を整理した上で、ベルの株主から同社の株式を譲り受けることについて協議を開始する旨の合意をいたしました。その後の協議の中で、ベルの株主から当社に対し、ベルの保有する当社株式の評価について、市場価格に一定のディスカウント率を乗じるとする旨の申出もあり、当社の財務状況を考え合わせた上で、具体的な検討を進め、協議を進めてまいりました。

このような協議の結果、当社といたしましては、当社がベルの株式を取得することにより、①当社の一株当たり当期純利益（EPS）の増加を通じた株主価値の向上に資するとともに、株主資本利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する一層の利益還元につながることを、②実質的に市場価格からディスカウントした価格で自己株式を取得することができ、市場取引による場合よりも低い価格による自己株式の取得が可能となること、③ベルの保有する当社株式が大量に市場売却されることにより既存の株主様に不測の不利益が生じるおそれを回避できること等から、本件取引は、当社及び当社株主全体の利益に資するものと判断いたしました。

また、ベルの株式取得に要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定であります。2025年3月末における当社連結ベースの現金及び預金は、8,126百万円であり、当該株式取得に要する資金は現状の現預金水準で十分まかなえる範囲であることに加え、今後も営業活動から生み出されるキャッシュ・フローが一定程度蓄積されるものと見込まれることから、財務の健全性及び安定性を維持できるものと考えております。

但し、上記の通り、会社法第156条1項、第160条第1項及び第161条の規定の趣旨を踏まえ、特定の株主からの自己株式取得に準じた手続きを行い、当社株主の皆様にご承認いただくことを本件取引の実施条件といたします。なお、当該手続きにおいては、ベル及びその株主は、その有する当社株式に係る議決権を行使することができないものといたします。従って、本件取引は、本件取引に利害関係を有しない当社株主の皆様のご承認を得ることを条件として実施されることとなります。

2. 異動する子会社（ベル）の概要

(1) 名称	ベル株式会社	
(2) 所在地	東京都千代田区神田淡路町一丁目3番1号8階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 佐々木 秀明	
(4) 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険代理業 ・ 有価証券の保有、管理及び売買 	
(5) 資本金	8,000 万円	
(6) 設立年月日	1971 年 2 月 1 日	
(7) 大株主及び持株比率	当社代表取締役会長 鈴木敏雄氏及びその親族 15 名の計 16 名で発行済み株式（自己株式を除く）の 100%を所有。	
(8) 上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社株式の 9.61%を保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	損害保険代理業務

(9) 当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2023 年 1 月期	2024 年 1 月期	2024 年 10 月期 (注)
純資産	2,069 百万円	2,306 百万円	2,360 百万円
総資産	2,138 百万円	2,319 百万円	2,361 百万円
1 株当たり純資産	3,363.27 円	3,747.03 円	3,835.87 円
売上高	253 百万円	245 百万円	108 百万円
営業利益	178 百万円	155 百万円	60 百万円
経常利益	352 百万円	161 百万円	56 百万円
当期純利益	308 百万円	297 百万円	85 百万円
1 株当たり当期純利益	501.14 円	483.76 円	138.83 円
1 株当たり配当金	10.00 円	100.00 円	50.00 円

(注) 決算期変更に関する事項

2024 年 10 月 28 日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を 1 月 31 日から 10 月 31 日に変更しております。

よって、2024 年 10 月期は 2024 年 2 月 1 日から 2024 年 10 月 31 日までの 9 か月となっております。

3. 株式取得の相手先の概要

(1) 氏名	当社代表取締役会長 鈴木敏雄氏及びその親族 15 名 計 16 名：個人
(2) 上場会社と当該個人の関係	取得相手である 16 名のうち、 1 名は当社代表取締役会長 鈴木敏雄であります。

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0 株 (議決権の数：0 個) (議決権所有割合：0%)
(2) 取得株式数	615,450 株 (議決権の数：615,450 個)
(3) 取得価額	ベル株式会社の普通株式 (概算額) 4,217 百万円
(4) 異動後の所有株式数	615,450 株 (議決権の数：615,450 個) (議決権所有割合：100.0%)

(注) ベルの保有する当社株式の評価につきましては、評価アプローチ及び評価法の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社株式の適正な価格として市場株価法の採用が妥当であると考えました。その上で、株主の皆様様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格を上回らない価格で当社株式を評価することとしております。

具体的には、第 73 回定時株主総会の前日である 2025 年 6 月 24 日の東京証券取引所における当社株式の最終価格 (但し、同日に取引が無い場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格) に 0.95 を乗じた額といたします。

ベルの株式の取得価額につきましては、ベルの保有する当社株式以外の資産及び負債については第三者機関の算定した評価額を基に、当社株式については上記の通り評価して算定することとしております。

なお、上記記載の取得価額の概算額につきましては、現時点で把握し得る 2025 年 5 月 21 日の東京証券取引所における当社株式の最終価格をもってベルの保有する当社株式を評価した場合の概算額となります。

5. 日程

(1) 取締役会決議日	2025 年 5 月 22 日
(2) 契約締結日	2025 年 5 月 22 日
(3) 株式譲渡実行日	2025 年 7 月 7 日 (予定)

(注) 上記の内容については、2025 年 6 月 25 日開催予定の当社第 73 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件といたします。

6. 今後の見通し

本件取引が、当社の 2026 年 3 月期の連結業績に与える影響は軽微と考えておりますが、今後詳細が判明し、開示が必要となった場合には速やかにお知らせいたします。

7. その他

本件取引の実施に当たっては、特定の株主からの自己株式取得に準じた手続を行う予定ですが、本件取引は特定の株主からの自己株式取得そのものではありません。また、仮に当該自己株式取得に準じた

手続きに会社法第 160 条第 2 項及び第 3 項に規定される売主追加請求権が含まれたとしても、ベルの保有株式のうち、当社株式の評価につきましては、前記「4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況」の注記に記載しましたとおり、会社法第 161 条及び会社法施行規則第 30 条第 1 号により算定されるもの（第 73 回定時株主総会開催日前日である 2025 年 6 月 24 日の東京証券取引所における当社株式の最終価格）を超えません。従いまして、取得の相手方以外の当社の株主様には、会社法第 160 条第 2 項及び第 3 項に準じた売主追加請求権は生じません。

（ご参考）2025 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	14,261,893 株
自己株式数	390,707 株

以上